

# 著作権 なるほど！ 副読本

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授  
濱口 太久未

生徒編



本誌に関するご連絡は、  
左記の連絡フォームより  
お願いいたします。

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



Society for the Administration of Remuneration for Public Transmission for School Lessons

共通目的事業・自主事業



一般社団法人 私人的録音録画補償金管理協会

sarah

Society for The Administration of Remuneration for Audio and Video Home Recording

本誌は SARTRAS、sarah の  
共通目的事業・自主事業として、  
それぞれに収受された補償金の  
一部で制作・発行しています。

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会



一般社団法人 私人的録音録画補償金管理協会

sarah

## はしがき

この冊子は、中高生の生徒の皆さんに著作権について知っていただくことを目的として作成したものです。「著作権」と聞くと、色々と複雑な事柄がでてきたりすることもあるか、ネガティブなイメージを持つ人が少なからずおられると思うのですが、でも人々全員にとって重要なものであり、現代のデジタルな日常生活を営む上ではある程度のことは知っておく必要があります。

もっとも、この冊子では、著作権の詳細な内容や、何をすれば合法で何をすれば違法になるのかといった事例についてはほとんど扱っていません。こういった著作権に関する詳しい話については、著作権に関する多くの団体（例えば（公社）著作権情報センターなど）や、国の行政機関（文部科学省・文化庁）によって多種多様な本・冊子が出されていますし、これら各団体等のウェブサイト上でもそうした情報を入手することができるので、それらを参照していただきたいと思います。

では、この冊子で扱っていることは何か？という話になるのですが、**著作権の内容ではなく、そうした内容に関連するけれどももう少し周辺の事柄・もっと手前にある事柄（例えば、著作権の簡単な歴史など）について、読み物風にご紹介している**ものです。平たくいえば、著作権について「へえ、知らなかった!」とか「あ、そういうことなのか」と思っていたり、「著作権って、結局どうなのだろう?」と考えていたりすることを意図して作成しています。

そのため、冊子のタイトルについても、あれこれ考えた上で「著作権なるほど! 副読本」というように付けさせていただきました。

普段の時にでも、また、授業の時にでも読んでいただき、それで著作権に対する皆さんのイメージがよい方向に進んでいくようであれば幸いです。

濱口 太久未

## CONTENTS

はしがき	P1	09 著作権を持つ人にはどのような人がいるのか?	P18
00 著作権法の大まかな仕組みについて	P2	10 他人の著作物を利用する場合は	
01 著作権についてまず知っておいてほしいと思うこと	P3	どのような手続を取るのか?	P19
02 著作権はどのように生まれてきたのか?	P5	11 著作権を管理する団体って何だろう?	P20
03 日本では著作権法はいつ頃からあるのか?	P7	12 著作権を管理する団体って	
04 もしも著作権という仕組み(法律)が		なぜ存在しているのだろうか?	P21
なかったらどうなのか?	P9	13 (一社)授業目的公衆送信補償金	
05 著作権で守られるモノには		等管理協会(SARTRAS)は著作権関係で	
どのようなものがあるのか?	P11	どのような業務をしているのか?	P22
06 著作物と物品とは同じなのか、違うものなのか?	P13	14 (一社)私的録音録画補償金	
07 本や音楽CDを買ってもその内容が		管理協会(sarah)は著作権関係で	
自分のものにならないのはなぜだろう?	P15	どのような業務をしているのか?	P23
08 芸術的な価値が高い作品でなければ		クリエイターズメッセージ	P25
著作権で保護されないのか?	P17		

# 00

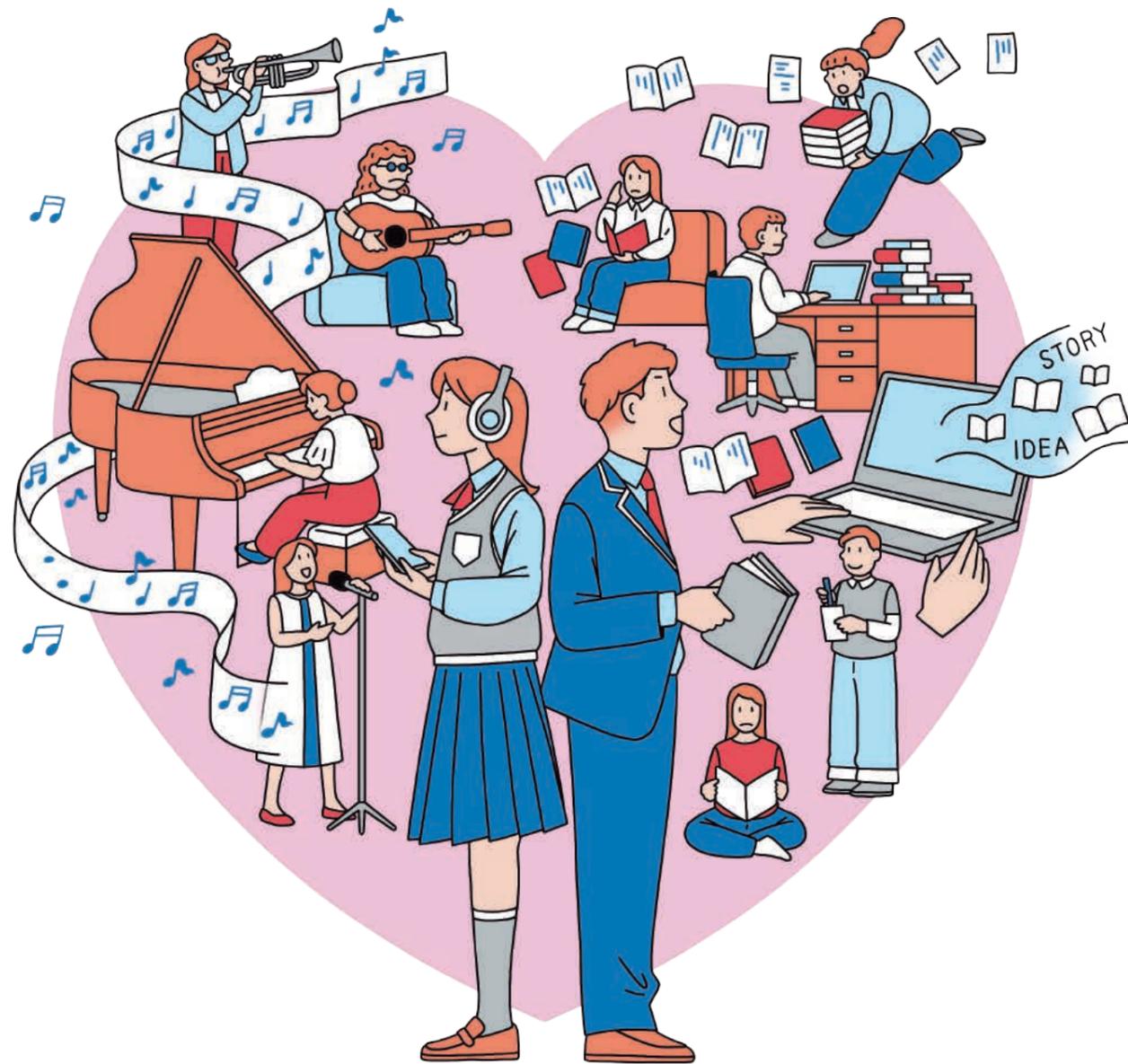
## 著作権法の大まかな仕組みについて

まず、01以下の項目に入る前に、著作権法の大まかな仕組みについてざっと記載しておきます。各項目でもところどころ同じような記述が出てきますが、おおぐりにしていうと、「何が」「誰が」「どのように」保護されるかについてざっくりとつかんでおくといよいでしょう。

項目	説明・内容
「何が」 保護されるか = 著作物	簡単にいうと「オリジナルな表現(作品)」のこと。 具体的な種類は項目05で取り上げます。
「誰が」 保護されるか = 著作者	その著作物をつくった人。 一般に「作者」「著者」などとも呼ばれます。
「どのように」 保護されるか	(権利の内容) ○ 大別して「著作者人格権」と「著作権(著作財産権)」の2つ。 この両者とも、さらにいくつかの細かい権利に分かれます。 ・「著作者人格権」= 著作物に著作者がこめた思い(心の面)を保護する権利 (例: 著作物を勝手に書き換えることを禁止) ・「著作権(著作財産権)」= 著作者の金銭的利益を守る権利 (例: 海賊版の作成やネット送信を禁止)
	(いつからいつまで) ○ 著作物を創作した時に自動的に発生【始期】 (役所への申請などは不要) ○ 著作者人格権: 著作者が死ぬまで【終期】 (ただし、部分的には死後も保護されます) ○ 著作権(著作財産権): 基本的に、著作者の死後70年後まで【終期】
	(他人の著作物を利用したい時の留意点) ○ 権利を持っている人に予め連絡をしてOKをもらってから利用する【原則】 ○ 正当な事情(※)がある場合はそのようなOKをもらわなくても 利用できるケースもある【例外】 (※)①著作物を家庭で個人的にコピーする場合、②教科書に掲載したりする場合など
(著作権法に違反した場合) ○ 例えば、著作者(権利者)の受けた損害を賠償 ○ 刑事罰が科される場合もある (著作権(著作財産権)の侵害罪 = 10年以下の懲役や1,000万円以下の罰金) など	

# 01

## 著作権について まず知っておいてほしいと思うこと



### ポイント

著作権で重要なのは、人（作者）に対する  
尊重の気持ちを持つことです

「著作権」というと、皆さんはどのようなイメージをお持ちになるでしょうか？「なんか色々細かいことが書いてあって難しい」とか、「著作権法に違反してはいけませんので、あれをやってはダメ、これをやってもダメといった禁止事項がやたらと多くて取っつきにくい」とか、どちらかというポジティブよりはネガティブな印象を持つ人が多いかもしれません。

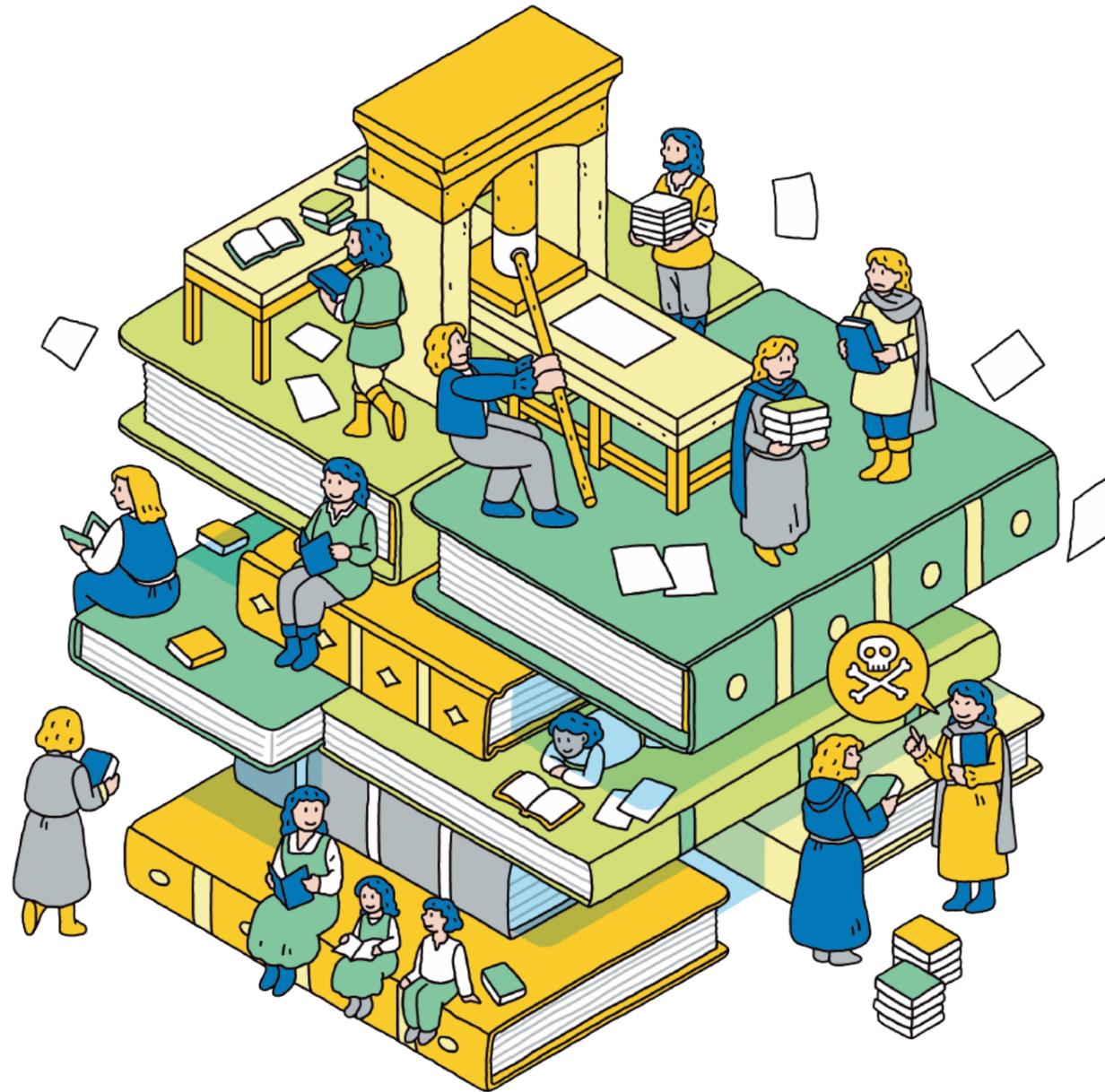
著作権の基本は、「他人の作品（著作権の世界では「著作物」（ちよさくぶつ）と呼びます）は、その作者（著作権の世界では「著作者」（ちよさくしゃ）と呼びます）のOK・了解（著作権の世界では「許諾」（きょだく）と言います）をとってから使う」ということです。シンプルなことですが、「著作者の了解を得てからでないとその人の著作物を使えないなんて面倒だ、自分の手許にあるものは自由に使いたい」と考える人もいます。

でも、ちょっと待ってください。「他人の著作物を勝手に使う」というのを、自分の著作物（例えば、自分が書いているブログ）で他人にやられたらどうでしょうか？「心が痛むなあ」とか「それは嫌だなあ」とかと思う人が多いのではないのでしょうか？その理由は様々あると思いますが、一つには、著作物には著作者の思い・こだわりが詰まっていて、それは大事にすべきものですし、他の人にも大事にしてほしいと考えるのが普通だからだと思います。

つまり、「相手の立場になって考えてみる」ことが大事で、これは学校の色々な授業の中でもやっていることだと思います。このように他人に対する思いやりの心をもって接することを、著作権の場合でも同じようにやってほしいですし、具体的には「著作者に対する尊重」の気持ちをもってその人の著作物に接するようにしてほしいと思います。

# 02

## 著作権はどのように 生まれてきたのか？



### ポイント

著作権は社会や技術の発達に伴って  
生じてきたものです

さて、著作権という権利はいつから存在しているものなのか、ご存じでしょうか？ 古代？ 中世？？ 近代？？？ 実はそれほど古くからあるものではありません。

「他人のモノを勝手に使ったらダメだ」という考え方は今や自然な受け止め方をされていますが、著作権という制度が生じてくるのは、ルネッサンス期の頃（中世）の出来事をきっかけとしています。その頃の三大発明は火薬・羅針盤・活版印刷だと言われているのですが、その中の「活版印刷」が著作権に大きく関係しています。

著作権の歴史は、一面的には、今も昔も海賊版対策の歴史でもあります。著作権を侵害する代表的な行為は「パクリ」と称されるような無断のコピーです。コンビニに置かれているコピー機がない大昔においては、コピーといえば「手で写す」ことでしたが、このような写筆に頼る方法だと一冊の本を写筆するにもかなりの時間がかかりますし、生産量が自ずと限られます。

ところが、さきほどの「活版印刷」という印刷技術・機械が登場すると、コピーの状況が一変するようになります。

一冊の本（正規本）をもとに、誰か別の印刷業者が活版印刷の技術を使えば、同じ内容の本（海賊版）が一気に、しかも大量に生産できるようになります。この海賊版の本を正規本よりも安い値段で売るようにしたらどのようなことになるのでしょうか？

「海賊版の本を買うなんてダメでしょう」と思って正規本を買う人もいるでしょうが、何の規制ルールもなければ一般的には「同じ内容の本を買えるなら安い方がいいと思う」といってそちらを買う人が多くなってきます。そうすると、本来なら売れるはずだった正規本が売れなくなり、その分だけ正規本の執筆者（著作者）が得る利益が減少することになって非常に困った事態が生じることとなります。そこで、著作権という権利を著作者に与えて彼らの利益を守るようになったのです。

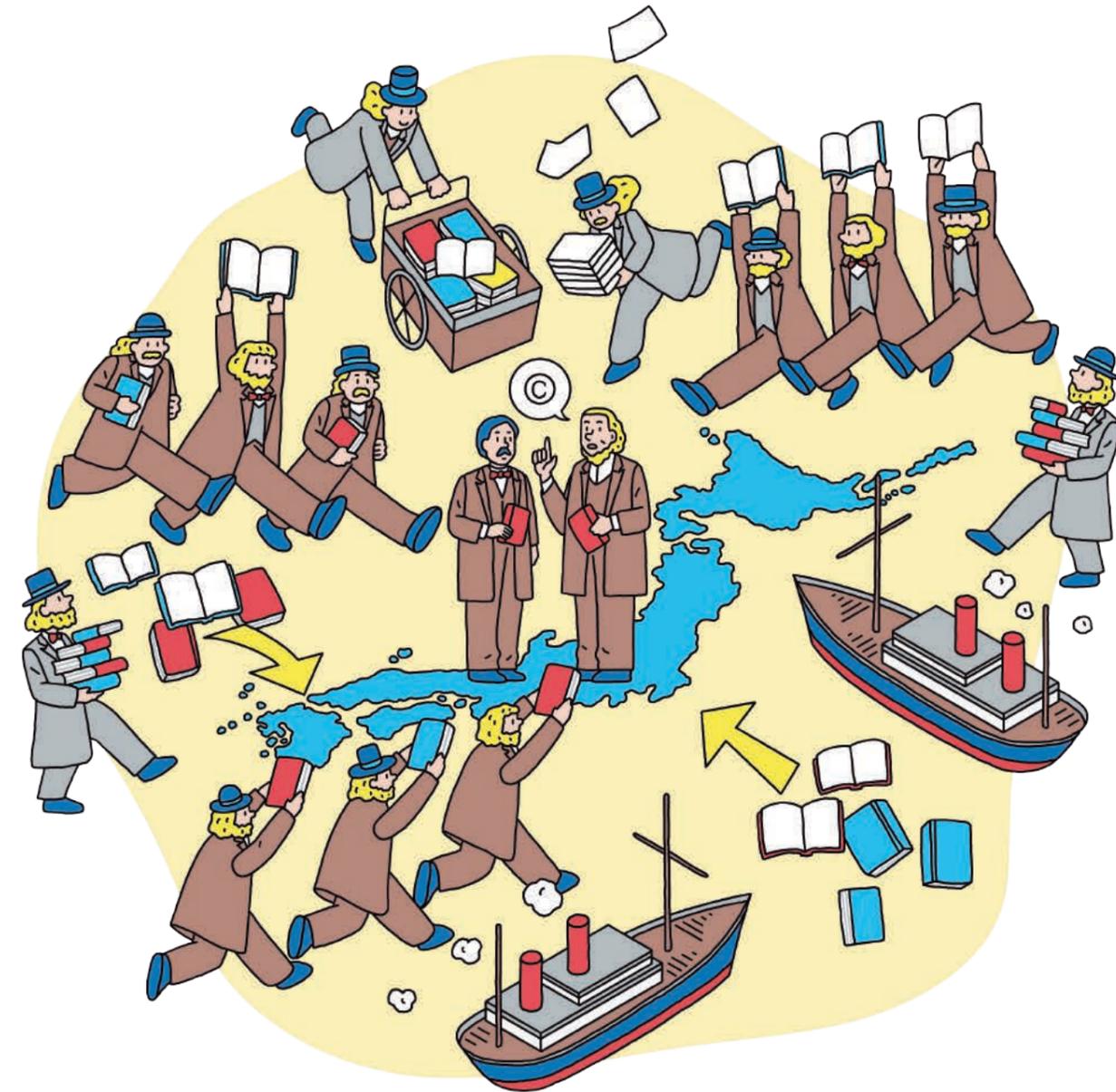
このように、著作権は、社会や著作物を利用する手段・技術などが変化したり新しいものが出てきたりすることに伴って生じてきていて、しかもその時代に合わせた内容に充実してきているものなのです。

（著作権はいくつかの細かい権利で構成されています。その代表が著作物の無断コピーを禁止する権利（著作権の世界では「複製権」と呼ばれています）です。これ以外にも例えば、著作物を世の中に対して無断送信することを禁止する権利（著作権の世界では「公衆送信権」と呼ばれています）もありますが、テレビやインターネットがない時代はこのような無断送信を禁止する権利が必要だとは誰も思いつかないので、こうした権利は生じてこないでしょう。）

世界的にみて、著作権という権利が本格的に法律で定められたのは18世紀の英国においてであると言われています。

# 03

## 日本では著作権法はいつ頃からあるのか？



### ポイント

日本で最初に著作権法がつけられたのは19世紀末であり、それが全面リニューアルされて現代の著作権法が整備されたのは20世紀後半です

さて、日本で最初に「著作権法」という名の法律ができたのは1899（明治32）年で、ヨーロッパよりも100年ほど後のことです（もっとも、それ以前も、日本で写真や出版物などは著作権法とは違ったいくつかの個別の法である程度保護されていました）。

なぜ、日本ではこの時期に著作権法がつけられたのでしょうか？

日本が江戸時代の鎖国から明治時代になって開国後、当時の明治政府の懸案となっていたものは、欧米諸国とのいわゆる不平等条約を解消すること（治外法権の撤廃等）でした。これに関する欧米諸国との交渉の中で日本に突き付けられた種々の要求事項の一つに、外国の著作権を日本で保護することというものがああり、その要求を満たすべく、19世紀末に日本で旧著作権法が制定されたのです。

では、なぜ「著作権をちゃんと保護してほしい」という要求が来たのでしょうか？

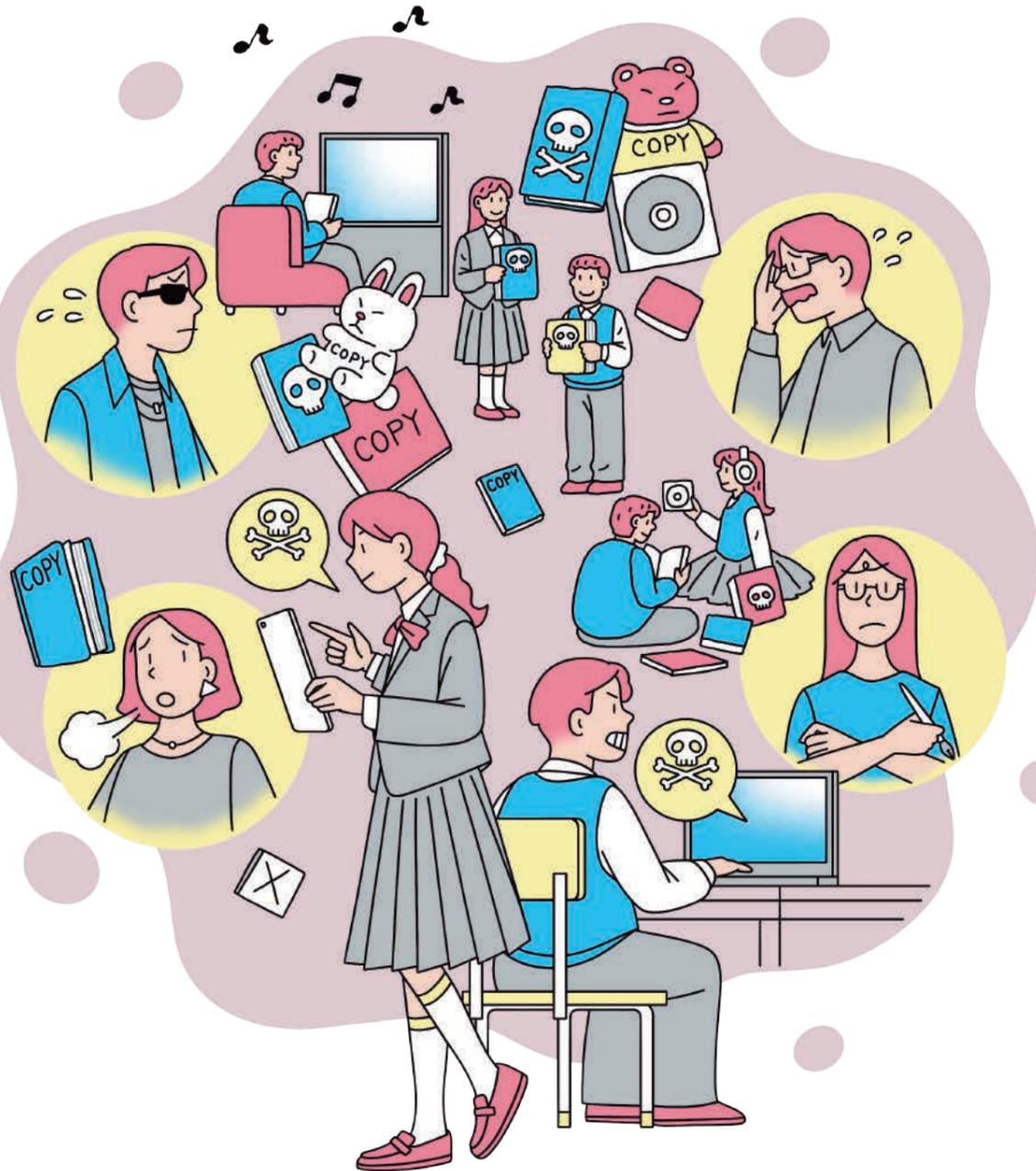
著作権で保護される作品（著作物）は国の境界を越えて流通するものです。特に欧米諸国からすると、音楽や小説などの著作物は外国に輸出されてその輸入国でも読んだり聴いたりされるものなので、いわば輸出ビジネスに貢献する貴重な財産です。そのような時に、輸入国において輸出国の音楽や小説の著作権が守られないとなると、海賊版がまん延して著作者の利益が損なわれてしまうので、それを防止する必要がある、様々な国でも適正な著作権法をつくってもらう必要があった、ということなのです。

少し別の言い方をすれば、欧米諸国からすると「不平等条約をやめて我々と対等にやっこうとするなら、我々が大事にしている芸術や文化を著作権で守ることについても、我々と同じレベルでしっかりとやってほしい」ということだったのであり、そのため「著作権は一国の文化のバロメータ」と言われたりすることもあります。

1899（明治32）年に出来た最初の著作権法はカタカナ書きの古い法律であったところ、その後の新しいメディアの登場（ラジオ放送の開始）などに合わせて少しずつ改正されていきましたが、1970（昭和45）年には、新しくできた著作権の国際条約の内容や社会状況の変化などに合わせて全面リニューアルがなされ、ひらがな書きの現行の著作権法が制定されました。なお、その後も著作権法は新たな技術の登場などの事態に対応すべく、2～3年おきに少しずつ改正がなされ続けていて、近年の改正では、例えば、違法にアップロードされた静止画（漫画、写真など）をそれと知って個人がダウンロードすることを禁止するルールが成立しています。

# 04

## もしも著作権という仕組み（法律）がなかったらどうなのか？



### ポイント

著作権の制度がなかったら

どんどん自由に利用ができて世の中がハッピーになる、  
というわけではないのです

項目01の箇所と重なるのですが、「著作権」と聞くと「難しい」「めんどくさい」「自由がきかない」などと思う人はそれなりにおられると思います。

他人の著作物を使おうと思っても著作権があるからその作者の了解を得ないと使えないというのが著作権の基本である以上、ユーザー側からみると、その分だけ自由が制限されているというのはその通りです。そのため、著作権というものがなければ様々な著作物が世の中で自由に流通することになるのでその方がむしろいいのではないかという考えもあり得るところです。

しかし、思い出してみてください。自分が作者側だったとしたらどうでしょうか？ 例えば自分の書いた絵、ブログの小説など、色々なケースがあると思います。これらを無断利用されてもOKと思えるかどうか？

世の中に広まって有名になるならそれでもいいよ、と思う人もいるでしょうけれども、では、その有名になった著作物を別の人が世に売り出して儲け始めたらどうでしょうか？

通常、自分の著作物がそれなりに金銭的価値を持つのであればその利益は自分に返ってくるようにしたいと思う人が多いと思いますし、そうでなくても自分が色々と考えて生み出した著作物を使いたいという人がいるならちゃんとそういう申出をしてきてほしいと考えるのは至極真っ当な考え方だと思います。

著作権との関わりにおいて、人はこのように利用者側にも作者側にも、どちらの立場にもなりえます。利用者の側に立った時は「著作権いらない」というけど、作者の立場に変わったら「勝手に使うな、使うならお金払って」というのは非常に身勝手な話であり、これは世の中では通用しません。

著作権がない世界を想像してみると、特に作者の側からすれば、いい著作物をつくって世の中に広めていこう！という気持ちがどうしても薄れてきてしまい、著作物自体のクオリティにも影響が生じることになれば、その結果として、そうした著作物を鑑賞する利用者にとっても不幸な事態と言わざるを得ません。

そうであれば、やはり著作権というルールをつくって作者を尊重していくことは作品をつくるプロの人だけでなく全員にとって必要なのではないのでしょうか？

皆さんでよく考えて意見の交換をしてみたいと思います。

# 05

## 著作権で守られるモノには どのようなものがあるのか？



### ポイント 実は色々な種類があります

著作権で守られる「著作物」は、ごく簡単に言えば創作作品（オリジナルな表現物）のことです。著作権法では9種類の著作物が例として書かれていて、具体的には以下のようなものとなっています。

#### 言語の著作物：

小説、評論など。  
講演のような文字化されていないものも対象に入っていますし、外国語のものももちろん対象に入っています。

#### 音楽の著作物：

歌詞、楽曲。  
なお、歌詞と楽曲とは別々の著作権で保護されていて、作詞家と作曲家とは独立して保護されています。

#### 美術の著作物：

絵画、漫画の絵（セリフは言語の著作物として保護されています）、彫刻作品など。

#### 映画の著作物：

劇場用映画（実写映画も、アニメーション映画も含まれています）、TVの録画番組、ゲームソフトの映像など。

その他にも、以下のような著作物があります。

#### 写真の著作物：

芸術写真、戦争写真など。

#### 舞踊（ぶよう）・無言劇の著作物：

創作ダンスなど。

#### 図形の著作物：

地図、グラフ、人体模型など。

#### 建築の著作物：

芸術的な建築物（国会議事堂、東京タワーなど）。

#### プログラムの著作物：

OS、アプリケーションソフトなど。

一般によく知られている小説や音楽、映画、ゲームソフトだけでなく、写真や舞踊、図形、建築などにも注意しておきましょう。



# 07

## 本や音楽CDを買ってもその内容が自分のものにならないのはなぜだろう？



### ポイント

その方が世の中全体にとって  
メリットが大きいと考えているからです

本を買っても、その本に関する権利がまるごと自分のものになるわけではないというのは著作権のことを勉強している人からみれば当然のことかもしれませんが、別の例で、音楽CDのことを考えてみると、CDを買ってそこに入っている楽曲を自分で聴くことは自由にできますが、「お店を営んでいる場合にそのCDを店内で再生して多数のお客さんにその楽曲を聴かせることは著作権との関係でできませんよ」と説明すると、これについては違和感を持つ人もいるかもしれません。

そのような違和感が仮にあるとすれば、それは典型的には「自分が買った音楽CDをどのように利用しようとそれは自分の自由ではないか、それなりのお金を払っているのだから」というようなことであろうと推測されます。

そのような考えを持つこと自体は誰でも自由ではあるのですが、その考え方を実際に行動に移そうとしても世の中では通用しません。著作権法という法律のルールを国会が議論して決めていて、さきほど項目06で言ったように、物品に関する権利と、その中にある絵や音楽などの著作物に関する権利（著作権）とを分けて扱うという方針を、（国会での著作権法制定を通じて最終的に）日本国民が選択しているからです。

ではなぜそのような著作権のルールをつくっているのかといえば、端的には、そうしたルールを設けた方が世の中全体にとってよい結果をもたらすであろうと考えられているからです。

これは、一つには著作者を尊重することを考えた結果であり、物品（有体物）であれ、絵や音楽（無体物）であれ、誰かがつくったものはその人に権利を与える（絵や音楽には著作権を与える）のが自然だと感じられる、ということがあります。

また、他方で著作権は創作者のことだけを考えているわけではありません。著作権を創作者に認めて、絵や音楽などの著作物の利用に関する利益が創作者に行くような仕組みにしているからこそ、創作者は創作活動を活発に行い、様々な著作物が世に広まって、ユーザーがそれらの著作物を楽しむことができるようになるのです。

逆に著作権による保護がなければ創作活動が減少しかねず、そのような事態は世の中全体を不幸にしてしまうと考えられているのです。このように著作権は創作者とユーザーとのそれぞれのメリットを片方だけではなく、両方のバランスをとる制度として構築されているのです。

# 08

## 芸術的な価値が高い作品でなければ 著作権で保護されないのか？

### ポイント

著作権で保護されるかどうか  
(=「著作物」に該当するかどうか)は  
芸術的な価値がどの程度あるかには関係なく、  
その作品表現に作者の個性が  
ある程度現れているかどうかで決まるのです

著作権で保護される「著作物」は、法的には「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と著作権法で書かれて (= 定義されて) います。

平たくいえば、「著作物」とは、あるアイデア (思想・感情) をもとにしてできあがった創作表現のことを指します。小説を例にとると、その構想・プロット自体ではなく、それらをもとにして創作的に書かれた文章全体が「著作物」になるということです。

ここで重要なのが、「創作的」かどうかの点です。小説の例でいえば、具体的に書かれている文章 (表現) が創作的なものであれば「著作物」に該当して著作権の保護を受けることになります。逆に同じ文章であっても「創作的」な文章でなければそれは単なる文章であって「著作物」には該当しないので、著作権の保護は受けません。

では「創作的」とはどういうことを意味するのでしょうか？

「創作的」と言われると一般的には芸術的に高い評価を受けるものというイメージを持ちやすいのですが、著作権の世界ではそのような考え方は採っていません。そのような芸術的な価値とは関係なく、その表現を生み出す人 (作者) の持っている個性 (その人らしさ) がその作品表現にある程度現れていれば、著作権の世界ではそれを「創作的」な表現である (=「著作物」に当たる) と捉えて著作権で保護することにしています。

少し極端にいうと、誰かのまね (パクリ) でなく、その作者のオリジナルな表現であればよい、ということになります。

具体例で説明すると、ある家族が公園で遊んでいるシーンを対象として絵を描いた場合に、プロの画家の絵はもちろん著作権で保護されますが、同じシーンを幼児がクレヨンなどで描いたとしても、芸術的な価値の点ではプロの絵ほどの高い評価が得られるわけではないかもしれませんが、その絵にはその幼児自身の個性がそれなりに現れているので、この絵も著作権で保護されることになります。

このように、著作権の保護が受けられる作品の幅はなるべく広くとってほしいというのが著作権の基本的な考え方になっています。

# 09

## 著作権を持つ人には どのような人がいるのか？

### ポイント

著作権で守られる「著作者」を具体的に見ると、  
著作物の種類に応じて多様な人たちが存在します

既に項目05でみたように、著作物には多数の種類があり、作者の個性がそれなりに現れた創作表現物が幅広く著作権によって保護されます。

著作権を持つ人のことを著作権法では「著作者」と呼びますが、様々な作品が著作物として著作権の保護を受けるので、著作者にも多種多様な人がいます。著作物の種類毎に代表的な著作者の例を示すと、以下のような方々が存在しています。

#### 言語の著作物：

小説家、学者

#### 音楽の著作物：

作詞家、作曲家

#### 舞踊 (ぶよう)・無言劇の著作物：

振付師

#### 美術の著作物：

画家、漫画家、彫刻家

#### 建築の著作物：

芸術的な建築物の設計をする人

#### 図形の著作物：

図形・模型などをつくる人

#### 映画の著作物：

総監督、プロデューサー

#### 写真の著作物：

写真家

#### プログラムの著作物：

プログラマー

これを見ると、主にプロの職業人が思い起こされるのですが、著作物はプロ・アマの作品を問わず、著作者の個性がそれなりに現れた表現物を指しますので、著作者についても、一般の方がブログを書いたり、楽曲を制作したり、日常風景を写真撮影したり、デジタルビデオカメラ等で映像を撮影・編集したりする場合、これらの方々がそれらの著作物を創作した著作者となり、著作権の保護を受けることになります。

# 10

## 他人の著作物を利用する場合は どのような手続を取るのか？

### ポイント

著作物の種類・内容によっては許諾の手続が  
明確に決められている場合があり、その場合は  
その決まりに従って許諾の手続をとることになります

まず著作権は、著作者が自分の創作した著作物について、誰か他人がコピー（法的には「複製」）やネット送信（法的には「公衆送信」）といった利用をしようとする場合に、それを許すかどうか（法的には「許諾」を与えるかどうか）を著作者だけが独占的に決められる権利です。

このため、他人の著作物を利用するユーザーとしては、著作者の許諾（ライセンス）を予め得ることが基本・重要です。

（なお、個人的に視聴するためにTV番組を自宅のレコーダーで録画する場合など、著作者の許諾を得なくても著作物のコピーなどをしてよいとする場合も一定数、著作権法では決められていますが、これらは例外的なケースであり、原則的には上記の通り著作者のライセンスが必要です。）

著作者（権利者）のライセンスを得ようとする際には、ユーザーは色々と説明をすることになりますが、一般的には、①利用しようとする著作物はどれか（作品名など）のほか、②利用する箇所（著作物の全部か一部か、一部であればどこからどこまでか）、③利用する回数・期間（コピーするのであれば何部・何冊か、ネット送信するのであればいつからいつまでかなど）、④権利者に支払う料金の有無といった事柄を説明することになるでしょう。

権利者はそのようなユーザーの希望を受け入れるかどうかを権利者側が検討して、ユーザーの希望通りでよいと思えばそれで権利者のライセンスが得られることになります。

権利者側が「ユーザーの希望条件ではライセンスは出せない」と判断すれば、権利者側からユーザーに対して、別の条件の提示（例えば、金額のアップや、コピー部数の制限など）がなされたり、あるいは、「今回はライセンスを出せない」といった連絡がユーザー側になされることになったりします。結局のところ、権利者・ユーザーの双方の考え・希望が一致すれば権利者のライセンスが得られて、その著作物を利用できるようになる、ということです。

権利者側に連絡をとる方法については、著作物の種類等によって様々で、それら全部が同じように統一されているというわけではありません。特にプロの作品については、著作者個人ではなく、別の関係団体などに連絡することになる場合も多くなっています。

例えば、言語作品（小説など）であれば、その本の出版社に問い合わせることになるでしょうし、音楽作品の場合は、その著作権の管理（ライセンスを出す業務）を専門的に行っているいくつかの団体（例えば、一般社団法人日本音楽著作権協会（略称は「JASRAC」。「ジャスラック」と呼称します）など）があるので、それらの団体に連絡をとるパターンが多くなっています。

なお、こうした団体においては、著作物を利用する場合の条件・申請方法などが予めその団体のルールで決められていることが一般的なので、その場合には、そのルールに従うことになります。

# 11

## 著作権を管理する団体って 何だろう？

### ポイント

著作権の管理団体（著作権管理団体）は  
著作者から著作権の譲渡を受けたり  
著作権の業務の委託を受けたりして、  
著作者のために著作物利用の  
許諾などを行っています

著作権法の仕組みからすると、著作者が自分の著作物について著作権を持っているので、他人が自分の著作物を利用する場合には、著作者がそれに対してライセンスするか・しないか、ライセンスするとしたらどのような条件（料金など）でライセンスするかを決めることになる（著作権を行使する）のが通常（原則）です。

しかし、実際の著作権の業界では、著作権を行使することについて、著作者が自分で行う場合もあれば、関係団体が多数の著作者の著作権を集めてきてその団体が行う場合も多くあります。

このことについては不思議に思われるかもしれませんが、他人が自分の著作物についてコピーしたりネット送信したりする場合には通常、その使用料金が発生しますので（もちろん、無料で権利者がライセンスすることもできます）、このような意味での著作権は金銭的・財産的なやりとりを他人との間でする価値を持った権利（財産権）です。

財産権の代表例はモノ（土地など）の所有権ですが、モノを売買するとそのモノの所有権が購入者に移る（所有者が変わる）ことになるので、所有権は金銭的な譲渡をすることができる権利ということになります。これと同じように、著作権も一つの財産権として金銭的な譲渡を他人にすることができる、つまり平たくいえば、著作者は他人との間で自分の著作権について売り買いができるのです。

関係団体が多数の著作者の著作権を集めてくる、ということの典型例は、このように関係団体が著作者からその著作権の譲渡を受けるといったパターンです。

あるいは、このような著作権の譲渡を受けるのではなく、著作権自体は著作者のもとに残しておいて、その著作権のライセンスを出す業務をこの関係団体に委託するというようなパターンもあります。

このような関係団体は、一般的に「著作権管理団体」と呼ばれており、音楽分野だと、その代表的な著作権管理団体はJASRACです。



# 12

## 著作権を管理する団体って なぜ存在しているのだろう？

### ポイント

著作権の管理団体（著作権管理団体）は  
著作者とユーザーとを結ぶ大事な役割を持っています

著作権管理団体は、著作者側から著作権の譲渡を受けたり、著作権の行使に関する業務の委託を受けたりすることで、著作権のライセンス業務を行い、そこで生じる著作物の利用料を著作者に還元するといった、著作権管理の仕事を行っています。

こうした著作権管理団体においては、自分の管理する著作物を他人が利用しようとする場面に依りて料金体系を詳しくルールにして決めていて（音楽でいえば、例えば、演奏会での利用なのか・カラオケでの利用なのか、演奏会の場合は聴衆が何人なのかといったことなど）、そのルールに従って画一的・統一的に金銭の支払い・受領が行われています。

では、なぜこのような著作権管理団体が存在するのでしょうか？

まず著作権の仕組みとして、著作者が自分の著作権を著作権管理団体に譲渡等して著作権の管理業務を著作権管理団体にやらせてもらうことにするか、著作権を自分のところで管理して著作権のライセンス業務を自分自身でやるかについては、著作者が決めることであり、著作権管理団体に強制的に譲渡等をしないといけない、ということにはなっていません。実際、例えば特定の音楽アーティストでも、その著作権を自分やその所属事務所等で管理している場合もあります。

著作権管理団体が著作権の管理業務を行う場合は、基本的に著作物の使用料が予め決まっています、著作者が「私の楽曲を使用する場合はその使用料をもっと高く設定してほしい」といった個別の希望が通らないことが多いので、そうすると、著作者の立場からすれば「わざわざ著作権管理団体に著作権の管理業務をやらせようよりも、自分で著作権を管理した方が自分の望む使用料をとれるので、その方が自分にとっては都合がいいのではないか」ということになるのではないのでしょうか？

しかし、現実には、特にプロの著作者が創作した著作物については、著作権管理団体が各著作者の著作権の管理業務を行っているケースが多くなっています。

これはピンとこないかもしれませんが、自分の著作権を自己で管理するのは結構大変だ、ということです。

自分がプロの著作者である場合を想像してみてください。ヒット曲を創作している作詞家・作曲家の場合、多数のヒット曲についてカラオケや演奏会、BGMなどで使いたいという連絡が多数のユーザーからひっきりなしに寄せられる可能性があります、その一つ一つの連絡に対応して利用場面の確認や使用料の交渉などを行うことは大きな負担となります。

そうすると、著作者にとっては肝心の楽曲創作の活動がおろそかになってしまいかねません。逆にユーザー側にとっても、そのように忙しい著作者と多数のユーザーとが使用料などについて交渉すると時間もかかりすぎ、これも大変です。

また、著作権のライセンス業務だけでなく、著作物が無断で利用された場合にはその損害賠償を無断利用者に請求するなど裁判での対応も必要になってくる場合があります。

このような諸々の事情があって著作権管理団体が著作権管理に関する様々な仕事をする中で、著作者は自分の創作活動に専念できますし、ユーザー側も他人の著作物をスムーズに利用できるようになって、世の中全体がウィンウィンの関係になってまわっているのです。

# 13

## （一社）授業目的公衆送信補償金等管理協会 （SARTRAS）は著作権関係で どのような業務をしているのか？

### ポイント

サートラスは、著作権に関する  
様々な業務を行う団体ですが、  
主な業務としては、その名称の通り、  
授業目的で行われる著作物の公衆送信に関して、  
著作権法上権利者に支払われることになる補償金を  
各学校サイドから収受して、  
それを権利者に分配する業務を行っています

著作権法のルールでは、誰か著作者が創作した著作物を他人が利用する場合、原則としてその著作者の許諾が必要になりますが、一定の正当な理由がある場合は著作者の許諾がなくても著作物を他人が利用できる例外的なケースが色々と定められていて、その一つに、著作権法の第35条があります。

これは、ごく単純に言えば、学校の授業で他人の公表済みの著作物をコピーしたりすることは必要な限度内で行うことができます（例えば、一般に販売されている本を授業で使う時に先生がその授業で使う該当ページをその授業を受ける生徒の人数分だけコピーして配る）、同じことを遠隔会場への同時送信でない公衆送信（例えば、オンデマンド配信で、一般販売されている本につき、オンデマンド授業で使用する該当ページを各生徒に送る）する場合は、（権利者の許諾がなくてもできるという点ではコピーの場合と同じですが、ただしコピーの場合と違って、）権利者に一定の補償金を学校側（公立学校の場合はその学校を設置している都道府県や市町村、私立学校の場合はその学校を設置している学校法人）が支払わなければならないことになっています。

とはいえ、各学校側がどうやって権利者にその補償金を支払うのか、疑問に思いませんか？

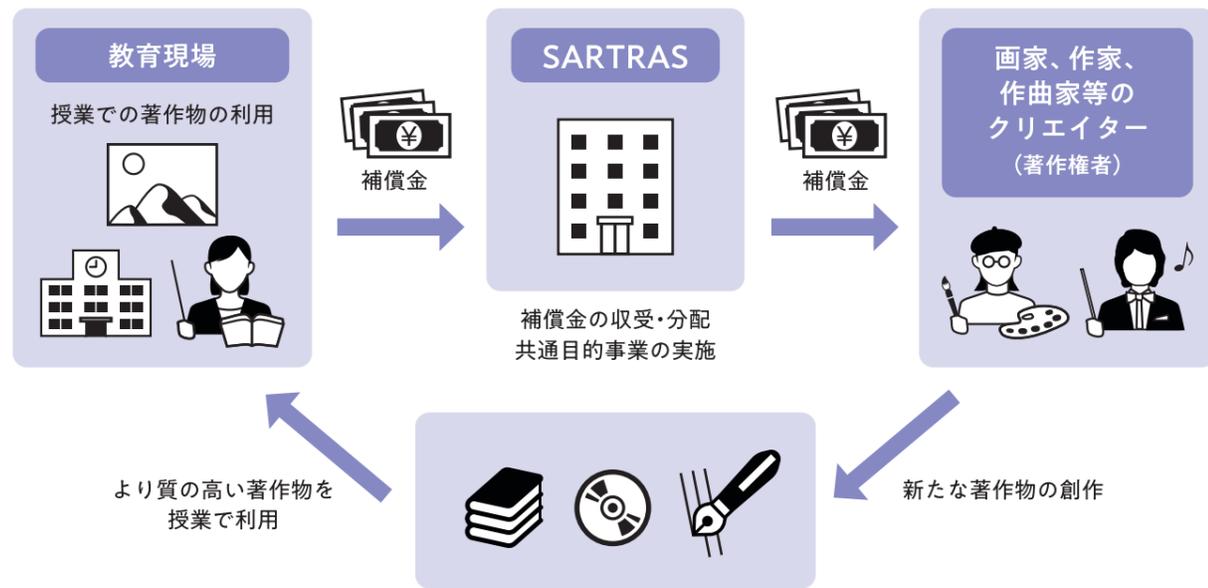
授業の中で教える先生や授業で発表する生徒が誰かの著作物を使う度に逐一補償金の支払い手続きを各学校側がやっていたら、全国的にも大変な負担が多くの関係者に発生してしまいます。

著作権法ではそのことをちゃんと考慮して、この補償金を各学校側から収受して権利者側に分配する仕事について、国が一つの団体を指定し、その団体にやらせよう、という仕組みをつくっています。そして、著作権法に基づいて国から指定されているこの団体が「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」（略称的に「サートラス」と呼ばれています）です。

実際の補償金の額は複数の算定方式が予め決められていて、その中でも関係者にとって簡便な年間定額方式の場合は、一人当たりの単価（学校種ごとに異なり、例えば中学校の場合は180円、高等学校の場合は420円（専攻科は720円）が単価となっています）に授業を受ける予定人数を掛けて算出されます（複数の具体的な算出方式や単価はサートラスのウェブサイトに掲載されています）。

なお、サートラスは、音楽、新聞、放送局、雑誌、写真、漫画など多種多様な著作物に関する団体が加盟している組織であり、サートラスやこれらの団体はいずれも著作権の考え方を一般に普及させることにも

尽力しています（この副読本もサートラスや次に紹介するサーラという団体の事業の一環として作成・配布されているものです）。



# 14

## (一社) 私的録音録画補償金管理協会 (sarah) は著作権関係でどのような業務をしているのか？

### ポイント

サーラもサートラスと同様に著作権に関する様々な業務を行う団体であり、主な業務としては、世の中の様々な著作物について各個人が行うコピーのうち、著作権法上一定の場合にその個人が支払うことになっている補償金をメーカーの協力の下で收受して、それを権利者に分配する業務を行っています

前記項目13でお話した「一定の正当な理由がある場合は作者の許諾がなくても著作物を他人が利用できる例外的なケース」の一つに、著作権法第30条の「私的複製」のケースがあります。（一社）私的録音録画補償金管理協会（sarah）（「サーラ」と呼称されます）のことを理解するためには、まずこの「私的複製」という著作権の例外条項のことを知っておく必要があります。

私的複製というのは、著作物のユーザーが個人でそれを使ったり、自分の家庭内で使ったりする目的がある場合は、その著作物を作者の許諾なしにコピーすることができる、というのが基本的な内容です（ただし、このことについてはいくつかの例外があり、この項目14に關係する例外に関しては後述します）。

具体的な例としては、自宅に飾ってある誰かの絵画作品が気に入っているのを自分の携帯電話の待ち受け画面に使用するためにその携帯電話機を使ってそのまま撮影する、といった場合です。こうしたことは著作権のことをあまり意識せずに日常的に行われていますが、それが違法にならないのは、著作権法第30条の「私的複製」という例外規定があるからです。こうした日常生活と著作権との関わりについて、私は時々「意外にも こんなところに 著作権」と俳句的に詠んだりしています。

さて、このように「私的複製」は基本的に自由に行うことができますが、このコピー行為は大別して、デジタル方式で行う場合と、アナログ方式で行う場合とがあり、注意が必要です。

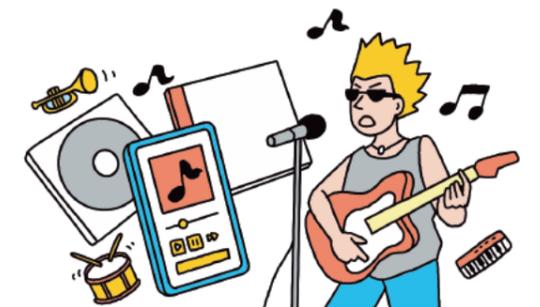
どちらの方式であっても、コピーすること自体は基本的に権利者の許諾がなくてもできるのですが、デジタル方式で行う場合、より正確には、著作権法施行令（政令）で決められている一定のデジタル方式の録音録画機器・媒体（具体的には、CD-Rなどが該当。スマートフォンなどは対象外）を使って私的複製を行う場合については、権利者に一定の補償金（国が認めた金額）を支払うことが著作権法第30条で義務付けられているのです。

現在のデジタル・ネットワーク環境下ではアナログといっても何を指しているのか分かりにくいのですが、音楽でいえば、CDはデジタル方式のもので、レコードはアナログ方式のもので、同じ録音・録画であっても、デジタル方式の場合はアナログ方式の場合よりも高品質なコピーが簡単にできるので、権利者に配慮して、このような補償金の制度が設けられているのです。

ところで、CD-Rなどの機器・媒体を使って個人的な使用目的で録音・録画した経験のある人は「え、そんな補償金なんて一度も払った覚えがないけど、大丈夫なのだろうか？」と思うかもしれません。ですが、実はちゃんと払っています。録音・録画のたびに払うのではなく、CD-Rなどの機器・媒体を購入する際に、その機器・媒体の販売価格にこの補償金も予め上乗せする形で各個人が支払い、メーカー経由でその補償金が権利者サイドに流れるという仕組みが著作権法の下で構築されているのです。（因みに、補償金の額は、例えばブルーレイディスクだと、機器は1台あたり200円（税込）、媒体は基準価格×1%となっています。）

さて、ここでようやく登場するのが「一般社団法人私的録音録画補償金管理協会」です。

サーラは、前記項目13のサートラスと同様に、著作権法の規定に基づき国からの指定を受けた団体として、私的録音録画補償金を各メーカー経由で受領し、これを権利者に分配する業務を担っています。言葉にすれば簡単には聞こえますが、これは色々と考えられた制度であり、この仕組みがあることによって、多様なメーカー経由で多様な権利者に補償金が流れるという複雑なやり方を回避して、各個人からの補償金を現実的にうまく受領・分配する手法が実現していると言えるものです。このように、サーラが担っている役割はサートラスと同様に非常に重要なものなのですが、サーラでは、これ以外にも、この副読本の作成・配布のことも含めて、著作権の適正な保護に有益となる事業も行っているのです。



# CREATOR'S MESSAGE

## クリエイターズメッセージ



撮影：海野かおり

あんびる やすこ  
絵本作家

著作権は難しい？いいえ、たった2つの約束で出来ています。画家が作品に込めた思いを勝手に変えないこと。そして、絵を職業とする画家の収入が損なわれないようにすること。2つの約束を守る方法について、是非この冊子で知ってください。著作権と創作は「両輪の輪」。これは、片方だけでは前に進めない、つまり次の作品が生まれえないという意味です。私がこの「両輪の輪」の片方を、いつも皆さんに託していることを忘れずにいてください。



なんでも魔女商会 お洋服リフォーム支店 (岩崎書店)



©三田誠広

三田 誠広  
作家

作品を書いて原稿料や印税をいただく。それで作家の仕事は完了するのですが、『いちご同盟』という作品は、長く中学校の教科書に掲載され、教科書準拠ドリルの問題文として転載されました。また東京の都立高校の入試に使われたことがあり、入試問題集でも使用されました。作品の一部が転載されるだけでなく、それをきっかけとして文庫本を読んでもくださるかたもあって、多くの読者との出会いがありました。感謝しています。



いちご同盟 (集英社文庫)



©里中プロダクション

里中 満智子  
マンガ家

人の心は「感動」で育ちます。心を動かす音楽、映像、デザイン、物語、美術、など、この世のあらゆる創作物は、「その作者にしか表現できない世界」なのです。だから作者は唯一無二の存在「著作権者」として尊重されるのです。著作権について学ぶことは決して難しいことではありません。「これは誰が創ったのか」を知り、「使用したい時はどうするのか」というルールを知る、それだけです。必要なのは作者を応援したい気持ちだけです。



天上の虹 (講談社)



撮影：松尾香龍

棚井 文雄  
写真家

写真には、芸術、記録、報道など様々なジャンルがありますが、その特性を同時に持ち合わせているユニークなメディアであるとも言えます。思想や感情を込めて撮影した写真には、著作権が生まれます。「写真著作権」は、創作者(著作者)の権利と、その作品を守ってくれるものだと考えます。著作者の死後70年間保護される財産としての著作権、そして、写真家(著作者)固有の権利である「著作者人格権」を大切にしてください。



シリーズ「Shades of Cities」より / 撮影：棚井文雄



撮影：桑井健太

エンドウ。  
ミュージシャン・作詞作曲家

「ミュージシャンになる!」って無謀だと思いますか? 実は、日本には音楽著作権使用料(印税)を受け取っている人が10万人近くいます。僕も作詞や作曲の印税で生活している一人です。他人の音楽を楽しむだけでなく、自分が生み出す側になる可能性は誰にでもあります。あなたが生み出した音楽などの著作物が誰かの心を動かし、収益を得る日が来るかもしれません。著作権は作り手の大切な財産。守る意識を持ってくれたら嬉しいです。



なんものオールスターズ「なんものいいじゃん」 ©yokomizoyuri